

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第30号

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。